

タキツスの「ゲルマニヤ」に現れた従士制

明 比 達 朗

言ふまでもなく、封建制度は主従關係、封地制度、領主權といふ三要素の結合したものであり、莊園制度をその下部構造乃至經濟的基礎としてゐる。これらの諸要素は一朝一夕に成立したのではなく、長い歴史的過程の産物であつた。莊園制度は封建制度よりも遙に古い。封地制度の源流は、ローマ時代の恩貸制度 (precarium) や恩給制度 (beneficium) の中にある。又莊園の封地化は、土地私有制の基礎の上に土地の所有權と占有權と用益權との三者が分化することを前提とする。この分化はローマ時代に於て漸次行はれたものであつた。封建的主従制は、ローマ人や、ガリヤ人や、ゲルマン人の間に廣く行はれた古代の私的保護制に由來するものである。

封建的主従制の源流として、タキツスの「ゲルマニヤ」に現れたゲルマン人の従士制が、學界に於て多年論議の對象となつてゐることは周知の通りである。ゲルマン人の従士制と封建的主従制との間には、幾多の類似点があると共に本質的な相違がある。又ゲルマン人の従士制はゲルマン人獨特のものでもなく、ゲルマン人がガリヤに定着するに至つた時代廣く彼等の間に行はれてゐたものでもない。而しゲルマン人が従士制の習慣と觀念とを携へてガリヤに入

り來つたことは否定出来ない事實である。要するに、ゲルマン人の従士制が封建的主従制の唯一の且つ直接の母胎ではないけれども、それがフランク王國に於ける封建的主従制の成立に或る程度寄與してゐることは確かである。これ等の点を全面的に論究することは、この小論のよくする所ではない。ここには只ゲルマン人の従士制に関して、タキツスの「ゲルマニヤ」本文に即して、二三の点を考察して見度す。

二

先づ第一に首領 (*princeps*) 及び従士 (*comes*) としふ言葉について吟味したい。*princeps* としふ言葉は、「ゲルマニヤ」の中ではいろいろの意味に用ひられてゐる。第一は國家の首長としふ意味である。例へば卜占のことを敘した第十章に神馬の嘶きによつて吉凶を占ふ方法が挙げられており、その中に「神官及び王又は國家の首長が (*rex vel princeps civitatis*) 馬の後に從つて馬の嘶き及び鼻息を検する」としふ文句がある。この場合の *princeps* は王々までは言へないにしても、王に準すべき各部族國家 (*civitas*) の首長を意味することは明らかである。第二は國政運用上の中樞となる國家の長老としふ意味であつて、ローマの元老院議員に比すべきものであらう。民會 (*concilium*) のことを敘した第十一章の冒頭に次のやうな文章がある。「小事については (*de minoribus rebus*) 長老達が (*principes*) 審議し、大事については (*de majoribus*) 全國民が審議する。而し決定權が人民 (*plebs*) にある事柄でも、豫め長老達の審議に附せられる」この文章によつて明らか如く、ゲルマン人の部族國家に於ては、重大なる事柄の最後の決定權は人民全体の手にあつたが、立法上行政上特殊な權能を持つ一部少數の特權者があつて、それが政治の中樞的役割を演じてゐた。民會はイニシアテイヴを執るのでもなく、又論議するのでもなく、豫め長老達の間にて審議せられた事柄に對して、可否の意志表示をするだけであつたらしい。民會の所管事項たる大事とは、例へば

王及び將軍 (duces) の選出、郷 (pagus) 村 (vicus) の裁判を行ふ裁判官の選出、宣戰媾和の問題、若人を一人前の公民として公認する成年式等であつた。「ゲルマニヤ」には、一般人民 (plebs) と區別して、一段上位に在る貴族のことを *procer* (第十章) 'nobilis' (第十四章) 'clarus' (第十六章) 等の語を以て表してゐる。第十一章の長老の意味に用ひられた *principes* は貴族全体ではなくてその一部であらう。この長老 (*Principes*) は公的な存在であり、國家的機能の遂行者であつて、單に私的な存在に過ぎない従士の首領としての *principes* とは別物である。第三は郷 (*pagus*) 及び村 (*vicus*) の裁判を掌る裁判官といふ意味である。裁判のことを敘した第十二章に次のやうな文句がある。「同じこの民會に於て、郷及び村に裁判を行ふ裁判官 (*principes*) も選ばれる。彼等には夫々一般人民の中から (*ex plebe*) 百人宛の陪席者 (*comites*) が助言を與へ且つ威儀を添へるために陪席する (*adsunt*)。」「これで見ると、ゲルマン人の部族國家は多くの郷 (*pagi*) 及び村 (*vici*) に分れてゐたわけである。この *pagus* 及び *vicus* の性質については多くの議論があるが今ここにはこの問題に觸れない。第十二章にある裁判權行使者としての *principes* の陪席者も、従士制度のことを敘した第十三章、第十四章の首領としての *principes* の従士も、共に *comites* と云ふ同じ言葉で稱ばれてゐるので、第十二章の裁判權行使者としての *principes* と第十三章の首領としての *principes* とが、同じものではないかといふ疑問が生ずる。而し兩者は次の如き理由によつて、少くとも概念上別個のものであると考へられる。

先づ第一に裁判權行使者としての *principes* は公的な職掌を帯びる者であり、民會に於て公民全体によつて選出される。而るに従士の首領としての *principes* は後で説明する如く私的な存在であつて、従士が個々に個人的にこれを選定して首領と従士との關係が結ばれる。次に、裁判權行使者としての *principes* の陪席者たる *comites* と首領としての *principes* の従士たる *comites* とは同じものではない。前者は裁判に當つて、助言を與へ威儀を添へるために裁

判官に陪席する(adsunt)のであるが、後者は首領の生命を保護し、戦に於て生死を共にするために首領につき従ふ(sectantur)のである。陪席者たる comites は、従士の如く常に principes に近侍するものではなくして、裁判の時だけ陪席したものに相違ない。又従士には数の限定はない。「首領の間には最も多数の精銳なる従士を集めんとする激烈なる競争が行はれる」といふ第十三章の文句によつて明らかな如く、首領の間には、實力聲望の大小に従つて各自の擁する従士の數に差があつた。而るに陪席者の數は、各 princeps 毎に百人宛(centeni)と限定されてゐる。又「常に多数の一騎当千の若者の群(juvenum globus)にとりかこまれてゐることは」といふ第十三章の文章によつて明らかな如く、首領の従士は青年であつた。而るに裁判官の陪席者たる comites は一般人民の中から(ex plebe)選ばれる。隨つて、第十二章の comites (陪席者)と第十三章、第十四章の comites (従士)とは、名稱は同じであるが別個のものである。かかる理由によつて第十二章の裁判權行使者たる principes と、第十三章、第十四章の従士の首領としての principes とが少くも概念上別個の存在であることが知られるのであるが、實際上兩者が結合してゐて、同一人が首領であると同時に裁判官であるといふことは容易に想像される所である。

princeps が國家の首長、長老及び裁判官の意味に用ひられてゐることは上述の通りである。第四は、前記の説明に於ても屢々觸れた如く、本論の主題たる従士の首領といふ意味に用ひられてゐる。princeps は従士(comes)の團体(comitatus)の首領である。ところで、ゲルマン人の従士制即ち首領(princeps)と従士(comes)との關係を明らかにするために、comes といふ言葉の意義を正しく理解することが必要である。

三

タキツス時代のラテン語に於ては、comes は朋輩即ち同等者を意味する言葉ではなかつた。「他人に従ふ者」即ち

劣等者の意味であつた。「人に従ふ者を comes と稱ぶ」と法學者ウルピアヌスは言つてゐる。「ゲルマニヤ」第十三章にも、「従士の間には席次の高下 (gradus) がある。この席次は彼等が従ふ首領の判定によつて (Judicio eius quem sectantur) 定まる。」といふ文句がある。comes は dux に對する言葉であつて、dux が「先に立つ人」であるに對して、comes は「後に従ふ人」を意味する。ローマにもゲルマン人の従士制に類似した性質をもつた私的保護制が廣く行はれてゐた。保護者 (Gatrons) 或は主人に對して、その保護下に在る被護民のことを一般的には *clens* と稱んだが、一般的被護民より多少身分の高い被護民を稱ぶ場合には comes といふ名稱を用ひ、更に親近にして地位の高い被護民を稱ぶ場合には *amicus* (朋友) といふ名稱を以てした。「これ等貴族の若者の多くは (*plerique nobilitum adulescentium*) 自ら求めて戰をしてゐる部族のところへ出掛けて行く」といふ第十四章にある文章中の「貴族の若者」は、首領ではなくて従士のことを指してゐるものと思はれるから、ゲルマン人の従士の少くとも中堅は貴族の青年であつたらしい。そうとすれば、ゲルマン人の従士はローマの Comes よりも寧ろ *amicus* に近いものであつたであらう。

さつにしても comes は同等者たる朋輩ではなかつた。これは、「ゲルマニヤ」第十三章にある「従士 (*comites*) の列に加はることは、少しも恥辱とは考へられてゐない」といふ文句によつても明らかである。*comites* の列に加はることは、首領の従者になることではあるけれども、それが恥辱とならないのは、それは強制によるものではなくて自由意志によるものであり、而も comes になる者は不自由民でないばかりでなく、多くは一般自由民より一段地位の高いものであつたからであらう。

comes といふ言葉の意味が以上の通りであるばかりでなく、第十三章、第十四章の記述に表れた従士制の具体的内容が、首領と comes との關係を極めて明瞭に示してゐる。「首領を守護し、自己自身の武功をさへ首領の名稱に歸す

ることが、従士の第一の誓」であり、「首領は勝利のために戦ひ、従士は首領のために戦ふ」のであり、「首領が戦死したのに自分だけ生命を完うして戦場から生還することは一生涯の不面目である。」(第十四章)。要するに princeps は首領であり、comes は首領に生命のみならず名譽までも捧げた従士であつた。

かくの如く、従士は自己の生命も名譽も意志も一切を挙げてこれを首領に捧げ、全身全靈を首領の中に没入するのであるが、それは全く自発的意志に基くのであり、従士と首領との個人的人格的結合に基くのである。従士は自己を捧げるに足る人物を自らの意志によつて選定するのであつて、すでに定つた首領を上から押しつけられるのではない。貴族の中でも特に名門の出身者 (Insignis nobilitas)、又は殊勳を立てた先祖を持つ者の中には、若年にして首領になり得るものもある。而し原則として、實力が具り十分眞價を發揮した後でなければ首領にはなれない。第十三章の "ceteris robustioribus ac iam pridem probatis adgregantur" の一句は學者間に大に議論のある文句であるが、「他の首領達の場合は、實力が具り、十分その眞價を實証したる後従士がその周圍に集る」と譯すべきものである。「首領達の間にも、最も多數の精銳なる従士を集めんとする激烈な競争が行はれる」(第十三章)といふ文句から、従士が自由に首領を變更することが出来たといふ結論を導くことは早計であるにしても、「若者の団体」(Iuvenum globus)といふ言葉から推して、従士は一定年齢に達すれば首領の許を去つて、他の普通一般の公民の生活に復歸したものと考へられる。

詰りゲルマン人の従士は、世襲的でないのみならず終身的でもなかつた。尤も首領と従士、保護者と被護民の如き私的保護關係が、終身化並びに世襲化する自然的傾向を持つてゐることは争へない。特にそれが單なる一身上の關係に止まらないで、保護者の側からの土地の給付、或は被護民の所有地の保護といふやうな土地の關係を含んでゐる場合には、この傾向は更に強化される。ローマの私的保護制に於ても、原則としては保護關係は自由意志的であり、本

人限りのものであつたが、實際には世襲化の萌が現れてゐた。但し實際には保護關係が世襲される場合でも、代替り毎に新たに保護關係設定の意志表示をしたのであつて、この点に於て、保護關係は封建制度下の領主と農奴の關係とは異なる。保護關係は強者と弱者との間の上下の關係ではあるけれども、飽迄自由民と自由民との間の自由意志的關係であつて、領主と農奴の關係の如き不自由民に對する強制的、義務的關係ではない。とにかく「ゲルマニヤ」に現れたゲルマン人の從士制は、次に述べる如く土地關係を含み、又封建的主從關係の如く世襲的でもなかつた。原則として、首領は「實力が具り、十分眞價が証明された後」でなければ、從士から首領として仰がれないからである。

ところで、從士に對して首領が槍、軍馬を下賜し、食事を給することは第十四章に記されてゐるけれども、從士の奉仕に對する報酬として土地を給付することは何所にも見えない。この点が、後世の封建的從者制とゲルマン人の從士制とを對比する場合に最も問題になつた点であつて、ゲルマン人の從士制が、その軍事的性格や主從關係の性質に於て、多分に封建的主從制の面影を有するに拘はらず、封地の授受を不可欠の要素とする封建的主從制と根本的に相違する点は、ここに在る。

「常に精銳なる若者の群によつてとり圍まれてゐることは、平時に於ては名譽であり、戰時に於ては身の守りである。從士團の數と勇氣とに於て卓越しておれば、自己の國民の間ばかりでなく、近隣諸邦の間にも名譽と光榮とを獲得する。何となれば、かかる有力者は諸國使節の來訪と音物を受け、しかも彼等の名譽その物によつて、戰爭を決定する場合が多いからである。」(第十三章) 首領の力はかくの如く大きいけれども、從士の首領としての彼等の存在は飽迄私的なものであつて、國家的機能をもつ將軍 (dux) や、長老や、裁判官の如き公的な存在ではない。首領は實力と聲望があるから、國家が戰爭を遂行する場合、將軍は多く彼等の間から選ばれたかも知れない。而し將軍は民會に於て公式に選出されるのであり、國民が將軍の指揮に従ふのは、公の目的のために國民の必然的義務とし

て従ふのであつて、従士と首領の關係が私的、個人的關係であるのとは本質的に異なる。首領は絶えず従士團を率ゐて戦争に出掛ける。「これ等貴族の若者達の多くは、祖國が泰平無事の中に沈滞してゐる場合には、自ら求めて、戦をしてゐる國に出掛けてゆく。……………多數の従士を養ふには、暴力と戦による外はないからである。」(第十四章)だから彼等の戦争は、公のための戦争でもなければ、國家の命令によるものでもなく、純然たる私的の目的のために行ふ私的戦争たるにすぎない。要するに、ゲルマン人の従士制は國家組織の域外に在る法律外の生活慣習であつた。それは封建的主従制の如く政治体制化したものではなくて、政治体制の外に在つた。

四

従士團の生活は如何なるものであつたか。彼等の生活の主たる内容をなすものは戦争であつた。先に引用した如く、國家が交戦中でないのに拘らず、自ら求めて隣邦の戦争に参加する。タキツスはその原因として、彼等の好戦的性質と、首領が従士に恩賞を與へ彼等を給養する實際上の必要とを挙げてゐる。血によつて獲得し得るものを汗によつて獲得することは怠惰であるといふのが従士團の倫理であつた。平時に於ては、時々は狩獵もやるが、多くは惰眠と飲食に時を過ごす。「彼等に土地を耕作し收穫を期待すべく説得するよりも、敵に戦を挑んで負傷することを説得する方が安易である。」(第十三章) 彼等は平穩を嫌惡すると同時に無爲を好む。

周知の如く、タキツス時代のゲルマン人は多數の部族國家(civitas)に分かれて、相互の間に鬭争が絶えなかつた。宗教上或は軍事上の目的から、これ等部族國家の間に局部的な團結はあつたが、全体的統一はなかつた。ゲルマン人相互の間に於ける鬭争の敗残者が、生活の據点を求めて次々にローマ領内へ逃避した。所謂民族移動とは、多くの場合この現象に外ならなかつた。タキツスは「ゲルマニヤ」第三十三章に於て、ローマ帝國の無力化を、ゲルマン

人相互間の鬭争に關聯せしめて次の如き痛烈な言葉で諷してゐる。「ローマ帝國の運命が切迫した現在、最早運命の女神が敵（ゲルマン人のこと）同志の不和（hostium discordia）以上の大きいものを吾々に與へることが出来ない」とすれば、願くはこれ等ゲルマン諸部族の間に、よし吾々ローマ人に對する愛情ではないにしても、少くとも彼等相互間の憎惡（odium sui）が永續せんことを。」私的保護制の一種たるゲルマン人の從士制が、平和的なローマの私的保護制と異つて、軍事的性質を帯びてゐたことは、右に述べた如き當時のゲルマニヤの特殊事情に基くものである。

かくの如き從士團の生活を可能ならしめる物質的基礎は何であつたか。彼等の私的戰爭が勝利の連續であつたとしても、戦利品のみによつて生活を維持することの不可能なるは言をまたない。第十五章に、「これ等ゲルマン諸邦には、自發的に（cultro）個人個人が principes に家畜や穀物を提供する（conferre）習慣がある。これ等の家畜や穀物は、敬意の徴として受納されるが、又同時に principes の生活の必要の助けになる（servent）。特に近隣諸邦から、ただに個人からばかりでなく公に贈られるより拔きの良馬、優秀なる武器、胸飾、首飾などの贈物は、彼等の最も喜ぶところである。」といふ文章がある。近隣諸邦が principes に贈物を贈るのは、戰爭に於ける援助に對する謝礼でもあり、又將來援助を受けるための工作であることは、「かかる有力者（首領）は外國使節の來訪を受け、音物を贈られる。」といふ第十三章末尾の文句と對照して見れば明らかである。従つて第十五章の principes は第十三章の principes と同じものであり、從士の首領を指してゐることは疑がない。ところで、個人個人が自發的に首領に提供するの贈物（donum）であつて一般的強制的貢祖ではなく、「necessarius subvenit」は、首領の生活の「必要を充たす」と譯すよりは、「生活の必要に資する」と譯す方が原文に忠實である。とにかく、個人個人から自發的に提供される家畜や穀物は、首領の生活の補助にはなつたであらうが、全面的にその必要を充たし得るものではなかつたであらう。多數の從士を擁する首領の主要な物質的基礎は、小作奴隸（servi）の中にあつたものと想像される。

「ゲルマニヤ」には二種の奴隸 (servi) があげられてゐる。一つは、本來の奴隸でない自由民が、博奕に敗けて奴隸になつたものである。タキツスの記す所によると、ゲルマン人は博奕を好み、而もそのやり方は實に大膽極まるものであつて、賭けるものがなくなると、自由と身体とを賭けて (de libertate ac de corpore) 勝負を争つた。敗れた場合は相手の奴隸になつた。この様な言はば博奕奴隸を手許に置くことは、勝者にとつてもあまり名譽ではなかつたから、直ちに賣り飛ばして了ふのが常であつた。(第二十四章)

第二は本來の奴隸であるが、ゲルマンの奴隸はローマの奴隸とちがつて、家内奴隸でもなく、又主人の直接經營に使役される農耕奴隸でもなく、小作奴隸であつた。周知の如く、奴隸を使役する形態には三種類ある。一つは、僕婢として家内の雑役に使役する方法である。第二は、奴隸監督 (vilius) の指揮監督の下に、主人の直營地に於て團体的に農耕勞働に使役する方法である。第三は、奴隸に一定の小作料納付を條件として小作地を貸與し、奴隸自身の損益計算に於て單獨耕作を行はしめる方法である。この小作奴隸は、法律上の身分に於ては、他の奴隸と同様完全なる奴隸であるが、經濟上の地位から見れば小作人である。奴隸のことを敘した「ゲルマニヤ」第二十五章によると、

「ゲルマンの奴隸は各自自己の住居 (sedes) とかまど (penates) 獨立の世帯のこと」とを持つ。主人は恰も吾々ローマ人が colonus (自由民たる小作人) に對してなす如く、これらの奴隸に對して一定量の穀物、或は家畜、或は織物を貢祖として賦課する。奴隸はこれさへ進納すればそれでよい。」ローマに於て小作奴隸がややはつきりした姿で現れて來るのは第二世紀、第三世紀であつた。タキツスが「ゲルマニヤ」を執筆した第一世紀末葉に於ては、自由民たる小作人 (colonus) は相当多かつたが、小作奴隸はまだ例外的現象であつた。小作奴隸が多く現れるやうになつて

からは、*casarii* (家もち奴隷) とか *quasi colonus* (準小作人) といふ特殊な名稱で稱ばれるやうになつたけれども、*タキツス*が「恰も吾々ローマ人が *colonus* に對してなす如く」と記してゐるところを見ると、彼の時代には、まだ小作奴隷を普通の奴隷から區別する特殊な稱呼はなかつたらしい。小作奴隷が封建時代の農奴の萌芽であることは言ふまでもなく。

古代ゲルマン人の土地所有形態が、共有制であつたか私有制であつたかについては今尙議論が決しないが、いづれにせよ、土地の用益が各家族を單位とする個別的用益であつたこと、而も用益地の分配が不均等であつたことは疑ひのない事實である。小作奴隷がその主人 (*dominus*) に小作料を貢納すること、及び居住形式が集落ではなくて散落であることがその証據である。*タキツス*は「ゲルマニヤ」第十六章に於て、ゲルマン人の居住形式を次の如く敘してゐる。「ゲルマン人は都市に居住しない。否群居すらしなといふことは周知の事柄である。彼等は泉のほとりにても、原野にでも、森の中にも氣に入つた場所に個々に孤立して居住する。彼等は吾々の如く村を作るのに家屋を集合せしめない。」土地の用益が個別的であつたことは、必ずしも土地の所有が個別的であつたことの証據にはならぬ。而し土地共有は、土地の共同用益の必要を前提して始めて意義があり、又共同用益と結びついて始めて永續の可能性をもつわけであるから、個別的土地用益は土地私有の標章ではないにしても、土地私有化への傾向を標示するものといはなければならない。更に財産が子によつて相續されること (第二十章、第三十二章) は、土地私有制の一つの傍証となるであらう。

又ゲルマン人の土地用益が不均等であつたことは、有名な第二十章の “*inter se secundum dignationem partium*” (相互の間に於て各自の地位に應じて分配する) といふ文句によつて明らかである。この場合の *dignatio* の意義については、或はこれを身分と解し、或は聲望と解し、或は貧富の差と解し、必ずしも學者の見解は一致しな

いが、とにかく土地の配分は不均等であつて、實力ある首領達は大きな土地を占有或は所有してゐたものにちがひない。ゲルマン人の從士團の首領達は、大きな土地を占有し、小作奴隷に之を耕作せしめて貢賦を徴し、私兵的性質を帯びた多數の從士を従へて、國の内外に幅を利かせた豪族的存在であつたものと思はれる。

六

ゲルマン人の從士制はゲルマン人特有の現象ではなくて、古代の歐洲に於て廣く行はれた私的保護制の一種であつた。私的保護制は、公的權力が微弱であつて、個々の國民の生命、財産、自由を保証し得ないやうな場合ばかりでなく、たとへ公的權力が強力であり、社會の秩序が保たれてゐる場合でも、いやしくも保護者と被保護民との間に相互的利用價值のあるところには、何所に於ても存在の可能性がある。日本に於ても、人民が公權の保護を得ることができないばかりでなく、却つて國司郡司によつて誅求蠶食を蒙つた平安朝時代に於て、窮民は續々有力者の保護下に投じ、私的保護制が非常に發達した。生活に窮した窮民ばかりでなく、その所領の安全をはからんとする者、何等かの野心あるものは競つて有力者の配下に入つてその庇護を仰いだ。後世の武士的主從制は、この平安朝初期以來發達し來つた私的保護制の一形態であつた。(中田博士、「庄園制度の研究」第二、第五章)

古代歐洲の私的保護制には大別して二つの種類がある。一つは被解放奴隷と解放者たる主人との間に行はれる保護制である。この保護關係は強制的、義務的なものであつて、奴隷制の變型とも言ふべきものである。一つは自由民と自由民との間に行はれる保護制であつて、これは自由意志的であり、相互に義務を負ふ雙務的な契約であつた。契約といつても特殊な契約であつて、宗教的誓約でもなく、法律上の契約でもなく、單なる道義上の約束であつた。この約束を拘束するものは、神の意志でもなく、法の權威でもなく、当事者の道義的責任であつた。ラテン語ではこの特

殊な約束を *fidēs* といふ言葉で表した。これに對應するゲルマン語は *trist* であつた。他人の被護民となつてゐることを “*esse in fide alicujus*” と言つた。保護關係を表はすこのローマ時代の慣用句は、後封建時代になつてからも、主従關係を表はす慣用句として襲用された。單なる道義上の約束であることは、この契約の弱さを示すものではなくて、却つてその強さを示すものであつた。 *fidēs* といふ言葉が「信用」といふ意味に用ひられるやうになつたことが、 *fidēs* といふ道義上の契約の確實性を立証してゐる。

この自由民と自由民との間の私的保護制にも、その目的、保護者が被護民に與へる保護の内容、被護民が保護者に対して提供する奉仕の内容の如何によつて、多くの種類があつた。軍事的保護制もあれば平和的保護制もあつた。單なる衣食の方便としての保護制から政界馳驅の後援を目的とする保護制に至る迄多くの段階があつた。他人の被護民になる者は、衣食に窮する貧民とは限らなかつた。中には名門の出身者であつて自ら多數の被護民を有するものが、榮達の手蔓を獲るために更に有力なる者の保護下に入る場合もあつた。ローマの保護制は一般に平和的保護制であつて、軍事的色彩を帯びてゐない。タキツスの「ゲルマニヤ」に現れたゲルマン人の従士制は、その軍事的性質に於て、又従士と首領との關係が先に述べた如く痛烈深刻であつて、戰場に於て従士が首領の後に生き残ることを許さなかつた点に於て、 *ambacti, soldurii* 等の名稱でケーサル「ガリヤ戰記」に出てゐるガリヤの従士制に酷似してゐる。

古代ゲルマン人の間に、従士制以外の保護制、即ち平和的保護制があつたかどうか。タキツスの「ゲルマニヤ」には平和的保護制があつたといふ直証はない。ゲルマン人の間にも被解放奴隸 (*liberti*) のあつたことは「ゲルマニヤ」に見えてゐるが、被解放奴隸と對象とする私的保護制があつたかどうかは不明である。而し、「ゲルマニヤ」に平和的保護制に關する記事がないといふことは、それが存在しなかつたことを証明するものではない。私的保護制に

於ては、平和的保護制がその原型であり、一般的な型であつて、従士制の如き軍事的保護制は、特殊事情の下に於けるその特殊な型と考へられる。タキツスがゲルマン人の従士制のこのみを述べて、平和的保護制には一言も觸れてゐないのは、ゲルマン人の間に平和的保護制がなかつたからではなくて、ローマの保護制と著しく性質のちがつた従士制のみを敘するに止め、ローマの保護制と同じ性質の保護制については、特に言葉を費す必要を認めなかつたためであると想像されないこともない。一般に「ゲルマニヤ」に於けるタキツスの敘述方法は、ゲルマン人の制度や習俗について、ローマと異つた特異点を捉へて描写するといふ方法を採用してゐる点から見て、右の如く想像することは必ずしも無理ではない。

のみならず、直証はないにしても、先に引用した第十五章の「これ等ゲルマン諸邦には、自発的に個人個人が従士團の首領に家畜や穀物を提供する習慣がある……」といふ文句は、従士制以外の私的保護制が存在してゐたことの傍証と見ることが出来るであらう。タキツスはこれを首領に対する敬意の印であると言つてゐるが、首領と無關係な農民が、單に敬意の印として家畜や穀物を提供したと見るよりは、首領から與へられる何等かの保護に対する報償と解する方が合理的である。

言ふまでもなく、タキツスの「ゲルマニヤ」詳しく言へば「ゲルマニヤの習俗並びに人民について」(De moribus et populis Germaniae) は古代ゲルマン人に關する唯一の纏つた文献的史料である。量に於ては尠然たる一小冊子に過ぎないが、古代ゲルマニヤに關して、その地誌、住民の制度、習俗、信仰等あらゆる問題を網羅した包括的な内容に於て、又事項別にまとめた敘述形式、並びに敘述内容の選定に於て、誠に貴重な史料と言はなければならぬ。古代ゲルマン人に關する史料は、この外にもケーサル、ストラボン、プリニウス、ディオナン・カツシウス、アマス・マルケリヌス、ジョルダネス等の作家の著書にも多少含まれてはゐるけれど、いづれも零細且つ斷片的な

のに過ぎない。而しタキツスの「ゲルマニヤ」は、直接の見聞に基いた述作ではなくて、傳聞によつたものであるといふのが通説になつてゐる。この点は「ゲルマニヤ」の史料價値を考へる場合、大に問題となる点である。

タキツスが「ゲルマニヤ」を執筆した目的は何所にあつたか。恐らく当時ローマの一大脅威として、天下の視聽を集めつゝあつたゲルマン人の真相を世に傳へるのが、その目的であつたであらう。ゲルマン人を礼讃するのが目的でなかつたことは、一讀して明らかである。而し政治的自由を愛し、古のローマ人の節操を慕ひ、当代に於ける政治的自由の喪失と、權力者に阿諛する滔々たる道義頹廢とを慨嘆してやまなかつたタキツスが、ゲルマン人の制度、習俗を敘するに當つて、筆端自ら當時のローマに対する痛烈なる諷刺の辭句が迸り出したことは当然である。吾々が當時のローマの政治や習俗、道徳を念頭において、これと対比しつゝ、「ゲルマニヤ」を讀む時、その一語一句が頗る生彩を帯びて來るのはこのためである。

タキツスの著作には、「ゲルマニヤ」の外に、「辯論者についての對話」、「アグリコラ傳」、「歴史」(Histoire)、¹⁾「年代記」(Annales)がある。プラトン²⁾は人間が如何にあるべきかを描いたが、タキツスは人間が如何にあるかを描いたと言はれる。彼の最も晩年の著であり又最大の傑作たる「年代記」の如く人間を描いて深刻なるものは、古今の歴史家の中にもその比を見ない。人間を描くことに於て卓越した手腕をもつてゐた「ローマ衰亡史」の著者ギボンも、到底タキツスと肩を並べることは出来ないであらう。この偉大なる歴史家も、近世に至るまで永くその眞價が認められなかつた。彼の傳記には不明な点が多く、生歿の年次すらはつきりしない。親友小プリニウス(紀元六一年生)より多少年長であり、皇帝トラヤヌス(紀元一〇六―一六〇年歿)の歿後迄生きてゐたことがわかつてゐるばかりである。